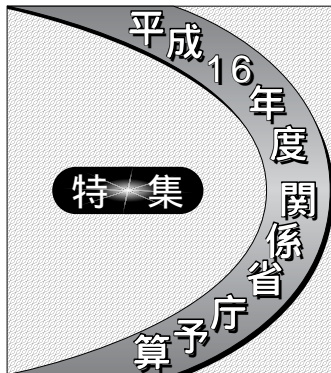


## 政 策



# 地方財政対策と総務省 地方自治関係予算・施策の概要

## 平成16年度 地方財政対策の概要

平成16年度地方財政対策は、12月18日に行われた麻生総務大臣と谷垣財務大臣との間僚折衝で決着をみた。

平成16年度の財源不足額は、通常収支不足分が10兆1、700億円と対前年度比では3・3兆円減少しているものの依然として大幅な財源不足となった。地方財政は平成6年度以降多額の財源不足が続き、平成8年度以降9年連続して地方交付税法第6条の3第2項(地方財政もしくは地方行政に係る制度の改正又は交付税率の変更)に該当し、不足額に対しては、同項に基づく制度改正として、今年度で終了する国と地方が折半して補てんする方式(財源対策債などを補てんした後に残る不足額を国と地方が折半して補てん)を3年間(平成16年度、平成18年度)延長することとした。財源対策債1兆8、000億円、国の一般会計からの加算措置2、900億円等により補てんする額を除く7兆7、800億円については、国と地方が折半し、国負担分(3兆8、900億円)は一般会計からの繰

入れ(臨時財政対策加算)により、地方負担分(3兆8、900億円)は特別地方債(臨時財政対策債)により補てん措置を講じる。

また、恒久的な減税の実施に伴う影響額は3兆3、000億円、このうち、地方税の減収分1兆8、000億円については、国から地方へのたばこ税の一部移譲により1、200億円、法人税の交付税率の引上げの継続(32%・35・8%)により3、600億円、不交付団体を含む全地方公共団体に対する地方特例交付金8、700億円及び減税補てん債4、500億円を措置することにより補てんする。国税の減税による地方交付税の減収分1兆5、300億円については、交付税特別会計の借入れで補てんするが、償還は国と地方で折半する。

また、平成15年度税制改正における先行減税の実施に伴う影響額は6、500億円、このうち、地方税の減収分3、500億円については、減税補てん債(その元利償還金の全額を後年度基準財政需要額に算入)の発行により補てん、国税の先行減税に伴う地方交付税の減収分3、000億円については、交付税特別会計により補

てんした上、後年度の地方税増収及び地方交付税原資の増収によりそれぞれ償還することとした。

この他、国庫補助負担金改革と税源移譲等による財源措置として、平成15年度及び平成16年度の国庫補助負担金改革に伴う所要一般財源のうち4、200億円については、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として、所得税の一部を用途を限定しない所得譲与税として税源移譲することとした。また、義務教育費国庫負担金(退職手当及び児童手当)等2、300億円については、今後、その額が大きく変動することが見込まれること等から、税源移譲予定交付金(仮称)を設け、税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保し、地方の財政運営に支障が生じないよう暫定的に財政措置することとした。

地方債については、普通会計通常分として7兆3、500億円を措置し、特別分として財源対策債1兆8、000億円、減税補てん債8、000億円(うち恒久的減税分4、500億円)、先行減税分3、500億円、地方交付税法第5条の特例として発行される臨時財

策 政

政対策債(赤字地方債)4兆1、900億円を措置した。普通会計分全体としては、対前年度比6・2%減の14兆1、400億円となった。その結果、地方債依存度は16・7%と前年度を0・8ポイント下回った。そのほか、主な地方財政指標は、一般財源総額51兆4、600億円(対前年度比0・9%減)、一般財源比率60・8%(前年度60・2%)などとなっている。

〔平成16年度 地方財政の規模と主要施策〕

平成16年度地方財政計画の歳入・歳出の規模は、対前年度比1・8%減の84兆6、700億円で、3年連続で前年度割れした。公債費などを除く地方一般歳出は、投資的経費の削減などにより、2・3%減の68兆1、000億円と5年連続抑制となった。地方税は0・5%増を見込み、地方交付税総額は6・5%減の16兆8、900億円と4年連続の減額となった。地方交付税は、国税5税の法定率分11兆1、600億円に、一般会計における加算措置4兆2、300億円を加えた15兆3、900億円が一般会計からの繰入額(人口ベース)となった。これに交

付税特別会計借入金1兆7、800億円、交付税特別会計剰余金の活用4、400億円を合わせ、ことから、交付税特別会計借入金償還及び支払子分6、400億円を差し引いたものが地方公共団体に配分される出口ベースとなり、対前年度比6・5%減の16兆8、900億円が確保された。

このほか、地方財政計画の歳出については、「基本方針2003」に沿って見直し、抑制を図ることとした。給与関係経費は、教員、警察官等の増員(6、000人程度)を織り込んだうえで、計画計上人員を全体として1万人程度純減し、対前年度比1・9%減の23兆円に抑制する。一般行政経費単

独分についても、市町村合併の促進のための経費、治安維持に要する経費等の増を織り込んだうえで、自助努力による効率的な行政運営を前提に前年度以下の水準に抑制することとし、対前年度比0・3%減(3年連続しての対前年度比マイナス)の11兆1、500億円と事業規模を抑制された。地方単独事業については、「基本方針2003」の目標(平成18年度までに、「平成2、3年度の水準(12兆7、000億円程度)を

目安に抑制)を前倒して実施することとし、9・5%減(5年連続しての対前年度比マイナス)の13兆4、700億円となった。公債費負担対策では、高利の地方債に対する特別交付税措置として、起債制限比率(3力年平均)が全国平均以上等の地方団体を対象に利子額200億円、2、400団体などを予定している。

〔主な施策〕

「市町村合併推進」

市町村合併特例法の期限までに成果が挙げられるよう、自主的な市町村の合併をより一層強力に推進するため、7、800億円(ソフト事業1、800億円、ハード事業6、000億円)が計上された。

「地域活性化事業」

循環型社会形成事業、少子・高齢化対策事業など地域の活性化を図るための基盤整備事業を推進するため、6、900億円の地方財政措置を講じる。

「地域再生関連対策」

地域経済の活性化と地域雇用の創造を、地域の視点から積極的かつ総合的に推進するため、新たに地域再生事業が創設され、8、000億円が計上された。

「わがまちづくり支援事業」

住民が主体となつて行う地域づくりを推進するため、住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取組への市町村の支援に対し、680億円の地方財政措置を講じる。

「共生のまちづくり推進」

急速な少子高齢化、国際化等により住民のニーズが多様化する中、すべての人が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現するための地方公共団体の取組に対し、1、550億円の地方財政措置を講じる。

「国民健康保険制度の財政基盤の強化」

平成13年度に決定された医療制度改革大綱や平成14年度の健康保険法の改正などを踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化や広域化等のため、7、500億円の地方財政措置を講じる。

「子育て支援事業」

子育て支援の一層の推進を図るため、待機児童解消に向けた取り組みなど地方公共団体が地域の実情に応じた総合的な取り組みが実施できるよう、1、350億円の地方財政措置を講じる。

政 策

「地域環境保全・創造事業」

地球温暖化防止対策を充実するとともに、自然と共生可能な地域づくりを図るために地方公共団体において実施される取組を支援するため、ソフト・ハード両面から2、400億円の地方財政措置を講じる。

「リサイクル推進対策事業」

環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成に向けて、廃棄物の発生抑制や再利用等を促進するために実施される、容器包装廃棄物の分別収集・リサイクル事業の推進、家電廃棄物の減量化・再商品化の促進などの取組に要する経費に対し、980億円の地方財政措置を講じる。

「観光立国推進対策」

「観光立国行動計画」(平成15年7月観光立国関係閣僚会議決定)等を踏まえ、外国語表記案内板、標識等の設置など地方公共団体による外国人観光客の誘致等への自主的取組に対して、1、250億円の地方財政措置を講じる。

「治安維持特別対策」

著しく増大する国民の治安に対する不安感を解消する観点から、地方警察官を増員するとともに、治安の維持・犯罪の抑止対策に係

る人的・物的基盤の充実強化に要する経費等に対し、300億円の地方財政措置を講じる。

「地域文化振興対策」

地方公共団体による住民の芸術文化活動の支援、創造的で文化的なまちづくり、地域文化財・歴史的遺産の活用等の地方公共団体の取組を支援するため、1、630億円の地方財政措置を講じる。

「国土保全対策」

農山漁村地域が果たしている、水資源の涵養、自然環境の保持等、国土保全のための重要かつ多面的な役割を維持し高める見地から、2、430億円の地方財政措置を講じる。

「農山漁村地域活性化対策」

農山漁村地域の活性化を一層推進するため、農山漁村地域の生活環境の整備を促進する農山漁村地域活性化事業や農林水産業への新規就業を支援するため、地方公共団体が地域の实情に応じて行う、ふるさと担い手育成対策などを積極的に支援することとし、980億円の地方財政措置を講じる。

「森林・林業振興対策」

林業、木材産業の振興対策を推進し、森林の適正管理を図ることにより、地球温暖化防止対策に資

するとともに、林産物の安定供給やきれいな水と空気の提供、自然景観の保全等重要な役割を担う山村地域の活性化を促進するため、緑の雇用担い手育成対策や地域材利用促進対策などに対し、1、870億円の地方財政措置を講じる。

「生活交通確保対策」

地方公共団体が、地域協議会における結論等に基づき、地域の実情に応じて、路線バスの維持、行政バスの運行等の生活交通確保対策を講じるために要する経費や離島交通対策に対し、850億円の地方財政措置を講じる。

「地域情報化推進事業等」

電子自治体の実現並びにITを活用した活力ある地域社会の実現に向け、高速・超高速ネットワークインフラの整備などの施策に対し、3、500億円の地方財政措置を講じる。また、平成17年度を目標に、全ての公立小中高等学校等のあらゆる授業において、教員及び生徒がコンピュータを活用できる環境を整備できるように、2、050億円の地方財政措置を講じる。

〔地方債計画〕

平成16年度の地方債計画は、地

方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、極めて厳しい地方財政の状況の下で、その健全性の確保に留意しつつ、地方公共団体が個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指して、それぞれの特性を活かし相互に魅力を共有できる地域づくり、ITを活用した住民生活の向上と地域経済の活性化等当面する政策課題に重点的・効率的に対処しうるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定され、総額17兆4、843億円(対前年度比5・4%減)を確保している。このうち、普通会計分は、14兆1、448億円、公営企業会計等分が3兆3、395億円となっている。

主な特色としては、通常収支に係る地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債4兆1、905億円を発行、恒久的な減税及び先行減税の実施に伴う減収に対処するため、同法同条の特例として減税補てん債8、019億円を発行、

地方一般財源の不足に対処するため、財源対策債(建設地方債)1兆8、000億円を発行する。

地方単独事業については、地域の活性化に向けた喫緊の政策課題

である循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源の活用促進、情報通信基盤整備等を推進することとし、地域活性化事業費5、317億円を確保するとともに、地域経済の活性化及び地域雇用の創出を実現し、地域の再生を図るため、地域再生事業を新たに創設し、8、000億円を確保した。

また、市町村合併重点支援地域において市町村が広域的に行う公共施設の整備及び合併市町村におけるまちづくりの計画的な実施等を支援することとし、合併特別事業費5、500億円を確保したほか、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費1、595億円、地域活性化の基盤となる地方道、河川等の整備を推進するため、臨時三事業、臨時地方道整備事業、臨時河川等整備事業、臨時高等学校整備事業(に対し、1兆4、465億円を確保した。

このほか、過疎地域の自立促進のための施策を推進するとともに、辺地とその他の地域の格差是正を図るため、辺地及び過疎対策事業費3、525億円を確保した。

【平成16年度地方税制改正】

三位一体改革に関する税源移譲

については、平成18年度までに所得税から個人住民税へ本格的な税源移譲を実施することとなっているが、それまでの暫定措置として、所得税の一部を用途の限定しない一般財源として地方へ譲与する、所得譲与税が創設されることとなった。平成16年度の移譲額は4、249億円となっており、人口を基準として譲与される。

個人住民税については、均等割部分における人口段階別の税率区分が廃止され、年額3、000円に統一される。よって、現在、年額2、000円の町村部の住民は1、000円の増税となる。また、生計同一の妻に対する非課税措置を平成17年度から段階的に廃止し、所得税が一定金額を超える者に均等割が課税されることとなった。

固定資産税については、商業地等にかかる部分については、負担水準の上限が70%の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準60〜70%の範囲内で、条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することのできる仕組みが創設されることとなった。なお、制限税率(現行1・5倍)については廃止される。

〔総務省予算地方自治関係〕

平成16年度総務省予算(地方自治関係)の主な項目を見ると、地方分権の推進を図るため、市町村合併推進費30億2、000万円(対前年度比0・3%増)を計上したほか、日本発の新IT社会の構築のため、電子政府・電子自治体の実現費140億6千万円(同比8・4%増)などが計上された。

このほか、安全で安心な社会の実現のため、消防防災施設・設備の整備促進等に対し、159億3、000万円(同比9・2%減)、過疎地域の自立促進を図るため、17億1、000万円(同比8・6%減)などが計上された。また、国有提供施設等が所在する市町村に対して交付する助成交付金(基地交付金)及び特定の防衛施設が所在することに伴い、税財政上特別な影響を受ける施設等所在市町村に対し交付する調整交付金が311億5、000万円(同比3・3%増)計上されている。

新刊紹介

イネゲノムが明かす

「日本人のDNA」

村上 和雄 著

◆家の光協会 1500円(本体)  
「たった米粒1つ」1ヒトのDNA(遺伝情報)ワンセットを全人類60億人分集積した重さだという。そんな超ミクロの世界に身を置く筆者は、ゲノム(DNAの塩基配列)研究の世界的な権威である。

イネゲノムの解説は、日本が中心となり2002年全情報の解説が終了した。これによりイネの品種改良が可能となり、食べるだけで花粉症や糖尿病の治療になる米も実用化の段階にあるという。

筆者は、「地球環境のほころび」を繕う農業の重要性を強調する。イネの価値は食糧としてのみならず、その放出する酸素は年間200億<sup>m</sup>、安く見積もって6兆円にもなり、炭酸ガスの吸収を考慮するとその費用は無限に近いという。そして日本人の遺伝子には米を糧にしてきた古い歴史が刻み込まれており、日本の風土や文化を象徴する米作りの消失は地域文化の消滅になると、近年の食糧自給率の低下にも警鐘を鳴らす。

ゲノム解説の舞台裏や驚きに満ちた遺伝子の世界の紹介、そして「生物は地球に生かされている」という筆者の指摘は具体的で鋭い。ともすれば忘れがちな「自然に感謝する習慣」の重要性をあらためて感じさせてくれる本である。